

2020.1.25  
第79号

# 家庭問題情報誌 小あみりお

編集・発行  
公益社団法人 家庭問題情報センター  
PHONE / 03-3971-3741



## 《目次》

- 令和家族考79《両親間葛藤が子どもの発達に及ぼす影響》1-3頁  
アラカルト《子連れ再婚家族が抱える問題と必要としている支援》4-5頁  
海外トピックス《ワシントン州シアトル市キング郡における少年司法の取組み  
—少年の更生を司法、行政、民間が一体となって支援—》6-7頁

### ◆令和家族考 79

## 両親間葛藤が子どもの発達に及ぼす影響

山梨大学大学院総合研究部教育学域教育学系准教授 川島亜紀子

今回の令和家族考は、令和元年6月21日に開催された第9回定時総会での記念講演の内容を、改めて講師の川島亜紀子准教授にご執筆いただきました。「両親間の葛藤が子どもの発達に及ぼす影響」に関するご研究や海外の研究、子ども支援の実務などに基づくお話は、家族や子どもに対する支援に携わるものだけでなく、広く子どもを養育している一般の親たちにも大変有益な指針が示されています。また、共同養育や親ガイダンスなど、当面する親支援の在り方についても時宜にかなった指摘や提言がなされています。

### 1. 子どもの発達を捉える視点

私たちは子どもたち（次世代）の健やかな発達を願い、問題行動や心の苦しみを抱えているのであれば、その原因を考え、対処したいと考えます。子どもに問題がある時、両親の養育等に原因を求め、行動を改めさせようとするのは、自然に生じる心の動きです。

しかし、このような、「一つの原因が一つの結果につながる」という単純な見方は正しくないことがほとんどです。虐待など、重大なリスクであっても、必ず問題のある発達の結果に至るということはありません。複数のリスク要因・保護要因が複雑に絡み合っています。

発達精神病理学は、そのような絡みあった複雑な要因について検討するための視点を与える学際的アプローチです。複雑なプロセスを理論的、実証的に明らかにするために、発達精神病理学にはいくつか前提となる考え方があります。

1) 健康と不健康、適応と不適応、正常と異常は連続線上にあって固定的ではないと捉えます。問題の有無の境界は確固としたものではありません。例えば、自宅に施錠したか気になることは誰にでも起こりますが、これを確認し

に何度も家に帰り通常の生活が送れなければ問題です。また、ある時点で問題があるとしても、それが永遠に続くわけではありません。例えば、児童期に攻撃的な行動が見られても、青年期以降持続することもあればしないこともあります。

2) 個人と環境の組み合わせや相互作用プロセスを重視します。リスク要因と発達の結果は1対1対応ではありません。リスク要因によって発達の結果を「占う」ことはできませんし、発達の結果によってリスク要因を「当てる」こともできません。リスクが問題として生じるには、問題へと発展させるプロセスの理解が重要です。例えば貧困は子どもの適応的な発達に対するリスク要因ですが、実際どのように問題へつながるかを検討するには、関連プロセス（貧困による慢性的ストレスや物理的環境の乏しさ等）を考えなくてはなりません。

3) 発達の観点（時間軸）を重視します。現時点は過去からの影響を受け、未来に影響を与えます。より早期から、より長く続くストレスによるダメージが大きいことが明らかになっています。介入を考えるとときには、より早期

この冊子は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



に、問題が大きくなる前に行うことが重要です。また、介入時には、リスク要因だけでなく問題の発展に関わるプロセスを捉え、働きかけることが有用であるとしています。

そして最も重要な前提は、子どもは一方的に影響を受けるだけの受動的存在ではないということです。子どもは積極的に自ら未来を切り開く存在であること、これが発達精神病理学的アプローチで最も重要な視点です。

## 2. 両親の不和と子どものこころ

離婚率の高さを背景に、欧米を中心に研究が進んできました。メタ分析<sup>1</sup>によって、その関連の強さは「弱い～中程度」で（つまり1対1対応ではない）、子どもの不安抑うつ型問題および攻撃行動化型問題と関連することが示されました。

では、両親間の不和は、どのように子どもの問題へと発展するのでしょうか（図1）。

1) まず、養育行動が関連するという仮説です。養育行動は、子どものことをよく見て、子どもの要求に敏感に反応し、適切に応答すること（応答性）と、子どものしつけをしたり、監督したりすること（統制性）の二つのバランスです。両親間の不和は、両親の「こころ」に否定的影響を及ぼし、結果として、子どもに対する応答性を鈍くさせます。また、「こころ」の問題がなくても、相手と競い合う、あるいは子に自分の思いを押し付けすぎることにより、応答性と統制性のバランスが崩れることもあります。不適切な養育は主要なリスク要因の一つで、適切な養育は保護因子の一つです。

2) 次に、子どもの情緒安定性が関連するという仮説です。子どもの情緒安定性は、親の適切な応答性に基づく愛着関係が基盤になっています。また、家庭が安心できる居場所となっていることも、子どもの情緒安定性を支えます。家庭に紛争が絶えず、いつ空中分解するか分からない状態では子どもの情緒安定性は図れず、結果として落ち着きのなさや不安へつながります。

3) 両親間の不和についての子どもの捉え方も重要なプロセスの一つです。父母間の不和によって、家庭が崩壊するのではないか、自分や親が傷つくのではないか、といった恐れ認知や、父母間の不和を自分のせいと捉えてしまう自己非難は、子どもの精神病理へつながる可能性が指摘されています。

そのほかにも、両親が問題解決の方法として暴力を使用している場合に、それを問題解決方法として模倣するという道筋も考えられます。

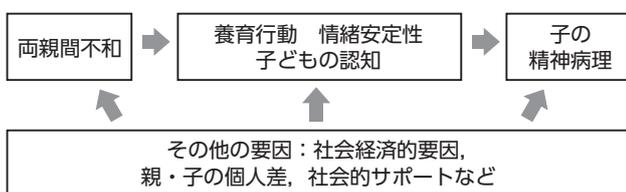


図1 両親間の不和と子ども精神病理のモデル

## 3. 両親の離婚と子どものこころ

両親の不和同様、離婚も子どもにとってはリスク要因の一つです。離婚が子どもに及ぼす影響については、離婚それ自体よりも、離婚に至るまでの不和の歴史と、離婚後も続く不和が問題となるということが一般的な結論となっています。離婚は子どもにとって、不和からの解放などの保護要因と、家族環境変化などのリスク要因が絡まった出来事です（図2）。

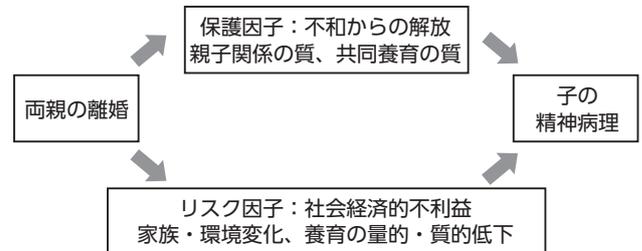


図2 両親の離婚と子どもの精神病理のモデル

「リスク要因の一つ」とはいえ、離婚する当事者（つまり両親）にとっては、重大な出来事です。当事者は怒り、落胆、喪失感を抱え、離婚に関わる思いを処理しなくてはならず、同時に子どものために新たな関係作りをするという危機的状況です。自分の情動に圧倒されてしまうと、子どものことを考えるのは難しくなります。子どものことを考えて婚姻状態の継続を選ぶこともありますが、離婚するかどうかにかかわらず、子どもにとって望ましいのは、両親の日々の不和やそれにまつわる否定的感情状態からの解放です。婚姻状態に関わらず（離婚後も）、両親間の不和が継続する状態は子どもにとってはリスクとなります。

欧米の研究によると<sup>2</sup>、ほとんどの夫婦は離婚前に葛藤が最も深刻化し、離婚後平均2～3年で収束します。けれども、2～3割のカップルは離婚後も高葛藤状態を維持、1割は子どもから手が離れても葛藤状態が継続することが示されています。2017年の人口動態調査によると、親が離婚した未成年の子の数がおおよそ21万人なので、欧米のデータを参考にすれば、約5万人の子どもは離婚後も両親の不和にしばらく曝され、2万人の子どもでは成長する間ずっと続く、ということになります。

両親の不和は、面会交流を考える上でも重要です。両親の葛藤が高い場合、子どもが両親間の紛争に曝されたり、元パートナーへの復讐のために利用されたりといったリスクが面会交流の頻度が多いほど高まる可能性があります。また、離婚後も継続する不和や敵意的感情は、面会交流の中断につながるリスク要因でもあります。

ただし、継続的な面会交流が子どもの適応を支えることについては、一貫して確認されています。面会交流は、両親の離婚後も親子関係が継続できること、別居親のリソース（知識、スキル、情緒、経済等）を提供できること、それによって同居親の負担が軽減できることで、子どもの発達に

に対する保護因子となります。また、面会交流を通じて、子どもが自分のせいで両親が離婚したわけではないこと、自分は両親を大事に思い、また自分も両親にとって大事な存在であることを認識できることは、子どもの健康的な発達の支えとなります。

ですから、面会交流の中断は子の適応にとってリスク要因です。約4割の別居親は別居後子どもと情緒的に疎遠になります<sup>3</sup>。その背景として、別居親の教育レベル・社会経済的地位、養育費不払い、物理的距離、再婚や(同居親への)敵意的感情、子どもの拒否的態度が挙げられます。特に子どもの拒否的態度は、別居親の親としての自己効力感を低下させ、より情緒的に疎遠になる方向へ影響します。

子どもが拒否的な態度を取る背景には、1)そもそも親が子どもに対して適切に関わってこなかったという離婚前の関係性の問題、2)子どもの拒否的態度と親の反応との悪循環、3)親の精神病理や薬物使用(アルコール依存含む)、4)子どもの発達段階(9~15歳ごろになると親を拒否できるくらいに認知発達する)、5)両親間不和(子どもが親和性を感じている親に対する否定的言動や、子どもが親和性を感じている親によるもう一方の親に対する否定的言動、DVへの暴露)、6)きょうだい関係(年上のきょうだいの模倣)、7)接触頻度の少なさ、接触機会が子どもの希望・都合に合わない、などがあります<sup>4</sup>。

子どもの拒否的態度の重大な形が「片親疎外」で、子どもが一方の親を正当性なく、あるいは過剰に、非難、中傷することにとらわれている状態、と定義されます。特徴として、ひどい言葉を遠慮なく使う、同じようなことを何度も言う、親を嫌う理由としてかなり以前の出来事を挙げる、両価性の欠如が挙げられます。監護権や面会交流に関する交渉を有利にするために、片親疎外を主張することもあります。

同様に、交渉を有利にするためにDVを主張することもあります。DVについての訴えがあった時、そのアセスメントは難しく、また見立て損なうと重大な結果をもたらすこともあります。DVには4つのタイプ、1)夫婦げんか中の暴力、2)別離により誘発された暴力、3)暴力的な抵抗、4)強制的に統制するための暴力(私的恐怖政治)があります。4が最も深刻なDVで、子どもにとっても最もダメージが大きいことが先行研究により示されていますが、証拠の有無によって深刻さの程度が測れない点がアセスメントの難しさとなっています。

#### 4. 共同養育へ向けて

ここまで両親の不和や離婚がリスク因子であることを述べてきましたが、本来、両親の離婚と子どもは無関係であるはずで、子どもにとって両親は愛着の対象であり、どちらかを選ばせる、敵味方の立場を求められる(と感じる)ことが苦痛となるのです。両親の離婚は子どものせい

ではないし、どうにもならないもので、子どもはそれに適応する以外ないのです。

困難な状況に適応するときには、その子がかつ保護因子とリスク因子を見極める必要があります。例えば、子ども自身のパーソナリティ、知的能力、社会経済的地位、家族、近隣、学校や学外での対人ネットワークなどの実態を把握することは役立ちます。

離婚に関わる子どもの困難な状況を支える方法の一つとして、離婚後の共同養育があります。離婚後の共同養育とは、子どものケア、活動、ニーズに対して、離婚後も両親で調整して支え続ける努力を指します。子どもを別居親に合わせるかどうかではなく、別居親とともに子どもを育てていくという視点に立てば、面会交流も共同養育の一種です。

もちろん離婚以前にも両親で子どものケアを分担し調整するという共同養育は存在します。婚姻中にも努力が必要ですが、離婚後はますます苦労を伴います。共同養育の質は、面会頻度に関連し、面会頻度は養育行動の質に関連します(子どもと会わなければ、養育行動の質は低下します)。共同養育の質は子どもの適応を支えますが、これには意識的で継続的な努力が必要です。

親ガイダンスは、両親が自力で新たな関係性を作れないときに重要なサポート源となります。親ガイダンスでは、1)親子関係の改善・修復、2)子どもの離婚後の適応促進、3)両親間葛藤の軽減、4)共同養育関係の構築が目的とされます。親ガイダンスにおいては、子どもの発達や心理的状态に焦点を当てた心理教育や両親間の話し合いの仕方、協力して効果的な面会交流を実践する方法などを学びます。

今後、わが国でも共同監護の方向へシフトする可能性は極めて高いですし、サポート体制が整うのであれば、法的に親子関係の継続性がサポートされることは子どもにとっては望ましいことです。しかし、法律上共同監護となっても、共同養育とはなりません。子どもにとって最善の利益となるような共同養育を目指すには、当事者の努力と親ガイダンスを含めた周囲の支援が必要です。わが国においても実証研究を積み重ね、介入現場の人々の声を聴きつつ、子どもを中心に据えた法整備が求められます。

注)

1. メタ分析…先行研究のデータを収集し、再分析すること。
2. Johnston, J. R., Roseby, V., & Kuehnle, K. (2009). In the Name of the Child. Springer Publishing Company.
3. Amato, P. R., Meyers, C. E., & Emery, R. E. (2009). Changes in nonresident father-child contact from 1976 to 2002. *Family Relations*, 58, 41-53.
4. Polak, S., & Saini, M. (2015). Children resisting contact with a parent postseparation: Assessing this phenomenon using an ecological systems framework. *J. of Divorce and Remarriage*, 56(3), 220-247.

## 子連れ再婚家族が抱える問題と必要としている支援

近年、家族の姿が多様化しています。子連れ再婚家庭の増減については定かではありませんが、平成29年度の人口動態統計によりますと、平成29年度に婚姻届をした夫婦のうち、「夫婦とも再婚又はどちらか一方が再婚」夫婦の占める割合は26.6%となっており、この割合はここ数年高まる傾向にあります。

今回は、長年、再婚家庭の支援に取り組まれているNPO法人M-STEP理事長新川てるえさんに当面している課題を紹介していただきました。

### 事件の中のステップファミリー

2018年3月に亡くなった目黒区の5歳女児の虐待死は衝撃的でした。その後も、継父やシングルマザーの恋人からの暴力による子どもの死亡事件の報道が続いています。類似の事件は昔からあったようです。

目黒区の事件もそうですが、事件が起きると児童相談所の対応や親としての資質が問題視されるばかりで、「子連れ再婚家族だった」ということにフォーカスされることはとても少ないです。

目黒区の事件もそうですが、事件が起きると児童相談所の対応や親としての資質が問題視されるばかりで、「子連れ再婚家族だった」ということにフォーカスされることはとても少ないです。「親が子どもを殺すなんてショックです」テレビでインタビューされた近所の主婦が言いました。報道も安易に「父親」という言葉を使います。しかし、私は、こういう一般の方の受け止め方や報道のされ方にこそ問題の解決を遠ざける大きな要因が潜んでいると思われてなりません。「継父」と「父親」は同じではないのです。継親の立場やストレスは本当に理解されずに「親なのに」「親らしく」を求められるから、こういった事件があとを絶ちません。

2019年9月のさいたま市小学4年生男児の死体遺棄事件では、「本当の父親じゃないと言われて頭にきた」という発言が報道されていますが、本当の親じゃない事などわかっていることだったはず。でも周りやパートナーから本当の親のようにと求められて頑張っていたとしたら、子どものそのセリフはナイフのように突き刺さったのだと思います。「本当の親でもなくせに、親ヅラするな！」この言葉には、一方的に「親」を押し付けられる子どもたちの心の声が隠されているのです。

当事者は再婚するときに、本当の親には代われないということをしっかり学ぶべきです。本当の親になれなくても一緒に暮らす仲間として、子どもを支える関係は築けます。それは親のような関係じゃなくていいのです。

### ステップファミリーとは？

私は様々な場所で、ステップファミリーについて語る機会があります。そんな時には、まず「ステップ

ファミリーについて知っていますか？」という質問をします。支援者向けの講演会なのにどの会場に行っても、よく知っている人ばかりで、聞いたことはあるけれど詳しくは知らないという回答ばかりです。また、当事者に関してはもっと認識が浅く、シングルマザー向けの講演会で「みなさんは全員、ステップファミリー予備軍ですよ」と言うのと「なにそれ？」といった顔をされます。

「ステップファミリー」の「ステップ」とは英語で「継」の接頭辞です。アメリカでは「パッチワークファミリー」とも呼ばれています。布で作るパッチワークのように継ぎはぎでつくられる家族という意味です。

ステップファミリーの定義は、一組のカップルがともに暮らしていて、そのどちらか一方、あるいは両方に前回の結婚でもうけた子どもがいる場合の家族。事実婚もこれに該当するとされています。

つまりステップファミリーとひとことで言っても、様々な形があります。夫婦のどちらか一方だけに子どもがいる場合もあれば、子連れ同士の再婚もあります。入籍のない事実婚の家族もあれば、子どもと一緒に暮らしていても、頻りに交流がある場合もステップファミリーです。以前の別れが離婚ばかりではなく、死別だったり、子どもの年齢や男女の違いによっても様々な家族が存在します。

実は私自身が子連れ再婚を経験しています。私は家族問題の専門家として、ステップファミリーを学んで再婚したつもりでした。しかし実際に問題に直面してみて、思っていた以上の苦勞に驚き、四苦八苦しながらの8年間だったというのが正直な気持ちです。

### ステップファミリーの抱える問題とは？

私のカウンセリングルームを訪れる方は再婚から1、2年目の継親さんが多いです。「継子をお愛せません」というのが圧倒的に多い相談です。

私もそうでした。恋愛中にたまに会う相手の子ども達は可愛くて、幸せにしてあげたいなと思って

再婚しました。しかし数か月後には何かが違うと思いだし、2つの家族の生活習慣の違いにイライラさせられて、だんだん彼の子ども達が疎ましくなっていました。そんな感情を持つ自分を責め、苦しかったのですが、夫に「あなたの子どもが可愛くない」などとは決して言えずに悩んだ時期もありました。

生活習慣の違いによるストレスはステップファミリーの家族間では誰しものが少なからず直面する問題です。2つの家族のルールが違っていると、どちらかのルールに統一しないと家族になれないと焦ります。例えば我が家では、朝起きてすぐに歯を磨く私達に対して、夫家族は朝ごはんを食べてから歯磨きすればいいという主張でした。あとで思えばそんなことはどちらでもいいことなのですが、当時は家族になったのだから自分の価値観で継子たちを躱げたいと思い、思い通りにならないことに焦りを感じていました。

朝ごはんの目玉焼きの焼き具合、家の中でスリッパを履くか履かないか、お風呂のタオルを家族で使いまわすか一人で1枚使うかなど、2つの家族と一緒に暮らしはじめると違っている習慣やルールが沢山あります。それがストレスになり、素直に言うことを聞いてくれない継子が嫌いという気持ちに繋がっていきます。継子を嫌いになる理由はもちろん、これだけではありませんが。

また実親側には継親とわが子の関係に気遣って、板挟みになりどうしていいのかわからないというストレスがあります。事件が起きると、実親はなぜわが子を守れなかったのかとよく言われますが、実親は自分の子どもの親になろうと頑張っている継親に対して非常に気を遣っているの、厳しすぎるしつけに対して強く意見ができないこともあります。

そして子どもたちにもストレスがあります。親の再婚によって引っ越しを強いられたり、これまでの生活習慣や環境が変わる中で、親でもない人からいろいろ言われたりして、素直に受け入れられないと言う反発があります。

このように家族のそれぞれにストレスがあるのに、立場が違うのでお互いのストレスを分かちあえず、我慢しなくてはならない状況の中で家族がギクシャクしていきます。

また、離別なのか死別なのかによっても抱えるストレスは違ってきます。死別の場合には元の配偶者の仏壇やお墓の問題、弔い行事についてなど。離別の場合には子どもの面会交流を通して元の配偶者との問題なども抱えることがあります。

## ステップファミリーが必要としている支援

こんなに沢山の問題を抱えている家族なのに、ステップファミリーに対しての実態調査すらないのが現状です。NPO 法人M-STEP では2015年にインターネットでステップファミリー向けのアンケート調査を実施しました。119人という小さなサンプル数ではありましたが、追加取材と合わせてステップファミリーが抱えている現在の問題を知るという意味では深い調査になりました。(「日本の子連れ再婚家族～再婚して幸せですか?」太郎次郎社エディタス)

本調査の中で「再婚家庭であるということを公言していますか?」という問いに対して「している」と回答している人はたったの37.8%です。6割以上の家族が再婚家族だということを言わずに生活しています。なぜ言わないのかという問いに対して「根ほり葉ほりきかれるのが面倒だから」、「偏見の目で見られて理解されないから」と答えています。

調査からもわかるように、理解されないと思うので相談もできません。勇気を出して相談に行こうとしても専門の相談機関もないので、一般の子育て相談に行ったところ「お母さんになったんでしょ?」「子どもを抱きしめて育ててあげれば大丈夫」などと言われ、それができないので悩んでいるのに、二次被害にあってしまうということも多くあります。

私は自分自身が悩んだ時に、同じ悩みを抱える仲間たちとの交流を通して、苦しい気持ちを打ち明けることができ、また自分自身でもNPO 法人を立ち上げ救われました。アンケートで多くの方が回答していた今必要な支援とは、悩みを共有できる居場所や、ステップファミリー専門の相談窓口です。

国は早急に子連れ再婚家庭の実態調査をすべきだと思いますし、ひとり親家庭支援の延長上に子連れ再婚家庭の支援を考えて欲しいと思っています。ひとり親が再婚するとすべての支援が打ち切りになりますが、再婚から3年目くらいまでは問題を抱えやすい時期でもあります。里親研修のように他人の子どもと生活していくことに関して、学ぶ場や相談する窓口が早急に求められていると思います。



## ワシントン州シアトル市キング郡における少年司法の取組み —少年の更生を司法、行政、民間が一体となって支援—

日本の少年法は平成12年以来4回の改正を重ね、いわゆる厳罰化が進められ、さらに現在は適用年齢引き下げが検討されています。少年の事件数は減少傾向が続いているのですが、スマホを媒介とした非行や特殊詐欺に関与した非行の増加、発達に特徴のある少年の非行など、事案の理解や処遇の困難さが増しているにもかかわらず、センセーショナルな報道もあり、ややもすれば厳罰化を世間一般が受け入れやすい土壌が広まりつつあると言えなくもありません。そこで今回は、少年の発達や事件のプロセス、処遇の効果等についての科学的アプローチと、少年への社会全体での実践的な取組みの姿勢が結びついた、アメリカでのダイバージョンプログラムを駒沢女子大学教授須藤明さん（会員）に紹介してもらいました。

### 厳罰化からシフトしてきたアメリカの少年司法

私たち研究グループは、この度、2019年9月8日から同月14日にかけてアメリカ・ワシントン州シアトル市キング郡における少年司法の取組みについて調査をしてきましたので、その一部をご紹介します。

アメリカでは、1980年代後半から少年事件に対していわゆる厳罰化の動きが生じていましたが、2000年に入ると歯止めがかかるようになりました。2017年にコネチカット州で少年法の適用年齢を16歳未満から18歳未満に引き上げたことを皮切りに、いくつかの州で同様の引き上げが行われています。また、山口(2019)によると、バーモント州では2020年までに19歳に引き上げ、2022年までに20歳まで引き上げる決定をしているとのことです。こうした背景には、施設収容を中心とした厳罰化の効果に限界があることや、脳科学研究の進歩によって、リスク評価、衝動・感情の統制、意思決定などの認知統制機能を司る前頭前野は、20代後半まで成熟のプロセスが進むことなどから、20歳前後の若者は衝動のコントロールが十分でなく、環境からの影響を受けやすいといった知見が明らかになったことが影響していると思われます。このため、多くの州では、通常の刑事手続き以外の非刑罰的方法、いわゆるダイバージョン（diversion）の中で、少年に対する教育的、治療的アプローチ等、様々な社会的な支援が行われています。

### ワシントン州キング郡の新しい試み

#### —少年の施設収容から社会内処遇へ（The Juvenile Detention Alternative Initiative）

ワシントン州キング郡では、非行に至った少年に対して、できる限り施設収容を避け、それに代わる社会内処遇を目指す『The Juvenile Detention Alternative Initiative』を理念とした取組みが2004年から始まりました。具体的には、少年や家族

が抱える様々なニーズに応え、将来への希望を育て、社会適応的な行動をとっていく機会を提供することです。その背景には、アメリカ社会が抱える人種や民族の格差が根底にあるわけですが、これら問題は一筋縄で解決できないにしても、地域社会の横断的な協働システムの構築が少年の更生に資すると考えられています。つまり、刑罰よりも被害者に与えた様々な損害を修復し、社会とのつながりを強化することが犯罪を予防し、安全な社会を実現するとの理念があるわけです。その結果として、ハイリスクのある若しくは重大事件を起こした少年の身柄拘束は、2009年が3,238人でしたが年々減少し、2016年には1,446人と半数以下になっています。こうした取組みに対して、行政側の支援も行われていることも注目しておきたいところです。キング郡の行政官Dow Constantineは、身柄拘束をゼロにする道筋（Road Map to Zero Youth Detention）として、2019年-2020年の予算に400万ドルを計上しました。そのうち、100万ドルは身柄拘束に代わる社会内処遇の協力機関への資金援助のほか、電子監視（electronic home monitoring）等に充てるとのことです。このように司法、行政、そして民が一体となっているところに特徴があると言えます。そのためか、キング郡には、社会内処遇を行っていく上での教育、医療その他のサービスを提供する社会機関や団体が20以上あり、その充実ぶりには目を見張るものがあります。

### NPO 団体「Choose 180」のスタート

私たちは、ダイバージョンプログラムを担う複数のNPO団体を訪問しましたが、その中から「Choose 180」について紹介したいと思います。対応してくれたエグゼクティブディレクターのSean Goodeによると、Choose 180という名前は、「あなたの人生を180度変えませんか」という意味合いがあると

のことです。Choose 180 は、2011年にキング郡検察官事務所と提携する形で地域に根差した支援団体として、活動を始めました。ここで注目したいのは、「キング検察官事務所と提携している」という点です。日本の少年司法では、「全件送致主義」といってすべての少年事件は家庭裁判所に送致され、家庭裁判所調査官による調査を経て、審判で処分が決定されるという仕組みになっていますから、検察官が社会内のNPO 団体等と連携を図ることはありません。最初、Goode からこの話を聞いた時には、「検察官との協働関係」の意味するところがすぐには理解できなかったのですが、歴史的な経緯を聞くと合点がきました。Choose 180 との協働を始めたのは、キング郡検察官のDan Satterberg です。彼は、複雑な社会問題を抱える少年に対処するのに刑事司法手続きが必ずしも有効な方法ではないと認識し、新しい方法を創設するために地域のリーダーであるDoug Wheeler に呼びかけてChoose 180 が始まったのです。こうした経緯があるため、キング郡の検察官は、刑罰だけではなく、社会生活上の教育、就労その他の支援が少年の更生には必要であると理解しており、その成果もあって、2017年になると、ワシントン市の検察官もChoose 180 との連携をとるようになっていきます。ただし、司法ソーシャルワーカーのValarie Mitchell によれば、市や州が異なると検察官の考えもさまざまであり、シアトル市のような検察官との協働関係が成り立っているのは稀有な例かもしれないとのことでした。

### 「Choose 180」のプログラム

Choose 180 が対象とするのは、軽微な犯罪をした13歳から17歳の少年ですが、その後、18歳から24歳の青年も対象とするようになっていきます。これまで2,500人を超える少年や青年をサポートしてきており、Choose 180 のプログラムに参加した少年の80%、青年の97%は司法手続きに戻ることはなかったとのことでした。

では、具体的にどのような活動をしているのか見てみましょう。Choose 180 は、「地域とつなげること」、「少年たちの様々な選択に対するエンパワーメントをすること」、「社会生活上のスキルを教えること」をミッションとして掲げています。活動の柱は、以下の3つです。

#### ① Workshop

刑事手続きに付されるかもしれない瀬戸際にいる少年に対する土曜日半日の体験プログラムです。最初に講話があり、その後スモールグループになって話し合いをします。Choose 180 のメンバーはファシリテーター役として各グループに入りますが、そこでメンバー自身が若い時にどんな困難に直面していたのか、それをどのようにして肯定的な変化（成

長)に結び付けていったのか等、体験に基づく話をします。たとえば、Goode は、アフリカンアメリカンとして生まれ育った背景を持ち、家庭内ではDV が行われ、兄が刑務所に入るなど多くの問題を抱えていました。そうした環境であっても、いかにして正しい道を歩むことができたのか、彼の今日に至るまでのストーリーを語るそうです。そうしたメンバーの体験談につづいて、参加者同士で、現在の生活をどう変化させていけばよいかを話し合っていきますが、グループ自体が何でも話すことができる癒しの場としての機能も果たしているとのことでした。

#### ② Felony Intervention :Community Navigators

重罪で刑事手続きに付された少年に対するサポートや、更生のための計画案を提示する活動です。必要に応じて検察官事務所、少年裁判所、公設弁護士事務所と連携をとっていきます。その結果、Choose 180 とのかかわりを希望する少年に対しては、刑の減軽を図って社会内処遇の機会が与えられることもあるそうです。

#### ③ School Based Diversion

停学や退学のリスクのある少年に対する5週間にわたるプログラムです。高校を退学してしまうと、その後、大人になってから刑務所に入るリスクが高くなることはよく知られており、これは“the school to prison pipeline（「学校からはじき出されて刑務所に入れられる」の意味）”と呼ばれているのですが、そうしたことを避けるために行われています。高校から懲戒的な罰を受けないよう必要なスキルを教えて、適応を促していくものです。

以上、簡単ではありましたが、シアトル市キング郡のダイバーションプログラム的一端を紹介しました。なお、このダイバーションプログラムを受けるには、通常260ドル必要となり、低所得者は考慮されるシステムとなっています。ただし、Choose 180 に関しては、すべての対象者を無料としています。

### おわりに

アメリカでは、今回紹介したダイバーションに関する社会インフラが充実しており、犯罪に至った少年や青年の更生に社会全体で取り組もうという姿勢があります。日本では、少年法適用年齢引下げについて議論がなされていますが、青少年の健全育成と安全な社会の実現という大きな視点に立って考えていく必要性を改めて認識させられました。

文献

山口直也編著（2019）脳科学と少年司法、現代人文社

（この報告は、JSPS 科研費 19K03350、「刑事事件の情状鑑定における多職種協働チームの将来的展望」、代表研究員：須藤明による研究の一部をなすものです。）

# 宝くじは、 みなさまの豊かな暮らしに 役立っています。

消防団の方々と  
防災学習!



一輪車に乗れるようになりました〜!



桜の若木が  
こんなに育ったよ♪



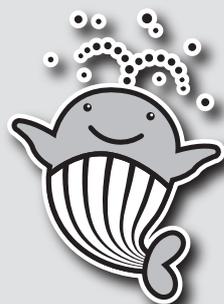
みんなで仲良く  
読み聞かせ!



街を華やかに  
彩ります♪



宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、  
少子高齢化対策や災害に強い街づくりまで、さまざまなかたちで、  
みなさまの暮らしに役立っています。



一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や  
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。